

金栄校区まちづくり校区懇談会 開催結果報告書

開催日時 平成29年8月24日(木) 19:00～20:30
場所 金栄公民館
司会・進行 坂本連合自治会長
参加者数 男 46人 女 8人 合計 54人



1. 市の重点事業について(石川市長説明)

意見、要望等の内容

(金栄小 PTA 会長) 新居浜市災害・防災情報伝達システムについて

高齢者などはFMやインターネットという使いこなせないことが考えられる。秋田の気象台では自治体と連携して情報を伝達し、速やかに避難指示等が行える体制に取り組んでいる。情報の伝達には、人と人との繋がりが重要になるが秋田のような取り組みは考えられるか。

【市長回答】

今回整備を目指すコミュニティFMは、緊急時に自動的にスイッチが入り受信し、市民へ伝達する機能を有している。今後も国土交通省や気象台など関係機関とも連携し、取り組みを進めたい。

2. 校区の共通課題について

課題名 「滝の宮公園の魅力の向上について」(都市計画課長説明)

意見、要望等の内容

(連合自治会長)

観光振興計画と拠点公園の位置付けを再度教えて欲しい。

【都市計画課長回答】

滝の宮公園を含む市内の4公園を拠点公園に指定する予定である。指定されれば、国の社会資本整備交付金を活用することができるため、整備に係る財源の確保ができるものである。

3. 校区の個別課題について

課題名 「学校の敷地境界フェンスの設置について」

(金栄小学校 PTA 会長)

正門周辺の生垣について、選定作業が重労働であることや校内からの視界が悪いためフェンスにさせていただきたい。また、北側のブロック塀については、老朽化によりブロックのずれなどがあり危険であるので、同じくフェンスに交換していただき、学校内が見渡せる状態にさせていただきたい。

【教育長回答】

学校のブロック塀が部分的に経年劣化している状況、また、生垣の維持管理についても、日頃よりご尽力いただいている状況ではあるが、今後の環境整備に係る全体の優先順位も考えながら検討していきたい。なお、倒壊などの恐れのある危険箇所については、状況を確認したうえで、随時、補修や補強を実施していく。

※再検討事項なし

課題名 「滝の宮市営住宅西側水路の清掃について」

(西の土居自治会)

滝の宮市営住宅西側水路については、詰まりが激しく、住民の力では清掃・撤去は難しい状況なので何とかして欲しい。

【建設部総括次長回答】

建築住宅課では市営住宅の側溝清掃については、側溝内の土砂の堆積状況に応じて、適宜清掃を実施している。現地を確認したところ、市営住宅敷地の北端から東側の幹線水路までの間で水路の中に葛のつるが茂っていたりソファーマット等が詰まっていた。この間の水路については、管理が不在ということだが、今回は建築住宅課で対応する。

※再検討事項なし

課題名 「押しボタン式信号機の設置について」

(駅前自治会)

滝の宮公園通りと楠中央通りとの交差点から北方向へ約160mの横断歩道部分へ

の押しボタン式信号機の設置を要望する。

【道路課長回答】

信号機を管轄する警察署へ伺ったところ、「要望の箇所は、道路の線形がカーブのかかった曲線であるため、現在の設置基準では信号機は設置できない。」との回答であった。

※再検討事項なし

課題名 「金栄大橋南、東側沿いの樹木の伐採と家屋の撤去について」

(高木自治会)

金栄大橋南に所有者が分からない空き家と植樹について、信号機が見えない安全上の問題や景観・衛生面でも樹木の伐採と建屋の撤去の検討・対応をお願いしたい。

【環境部長回答】

ご指摘の空き家と雑木がある箇所は、愛媛県管理の東川河川区域であるため、河川管理者である東予地方局に問い合わせたところ、「樹木については、交通安全上の観点から支障となっているため、伐採の方向で検討します。また、空き家については、本来所有者が撤去すべきであるうえ、現時点では流水を阻害しているわけではないことから、経過観察させていただく。」との回答であった。

※再検討事項なし

課題名 「駅前滝の宮線（市道）の横断歩道の再塗装について」

(政枝自治会)

市道駅前滝の宮線の横断歩道の塗装が薄くなり、運転手が認識しづらい。歩行者の安全のため、横断歩道の再塗装をお願いする。

【道路課長回答】

新居浜警察署に確認すると、「既に県警本部に上申済みではあるが、要望箇所も多く、まずは通学路や高齢者が利用する病院に近い箇所等から優先的に行っているため、順次の対応になるがご理解いただきたい。」との回答であった。

※再検討事項なし

課題名 「東川の除草と滝の宮橋西側の側壁整備について」

(滝の宮自治会)

毎年2回の除草の実施と滝の宮橋から自転車道までの西側法面について、未整備であるため、近年の大雨の回数や量が増加傾向であり、災害時には護岸が流出する被害が予

想されるため、整備をお願いしたい。

【環境部長回答】

除草については、年2回除草する予定である。1回目は既に完了し2回目は10月末から11月頃を予定している。法面整備については、河川管理者である東予地方局へ問い合わせたところ「要望箇所は、低水護岸が整備された高水敷部分であること、上下流に比べ川幅が広く流下能力に余裕のある区間であることや、過去の洪水時に被災していないことなどから、緊急に整備する必要性は高くないと判断している。なお、近年の豪雨が頻発している状況を鑑み、引き続き河川の定期点検・巡視を実施し、河岸浸食が顕著に現れるなど状況変化が見られる場合には、必要な対策を検討します。」との回答であった。新居浜市としても、大雨などの出水時には確認を行うなどの観察は続けていきたい。

※再検討事項なし

4. その他

(参加者) 市の重点事業等を知ることができて良かった。